

(仮称) 菰野インター周辺地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書  
三重県環境影響評価委員会小委員会 質疑概要

日時：令和元年 7 月 5 日（金）14:00～

場所：菰野地区コミュニティセンター

委員：大規模な工場等を立地する誘致企業の建設工事にあたっては、必要に応じて詳細なボーリング調査等を実施すると記述がありますが、このボーリング調査とは、どのような調査でしょうか。通常新築時に地耐力を把握するために実施するボーリングであるのか、もしくは他の目的のボーリング調査なのかを教えてくださいと思います。

事業者：土地区画整理事業でもボーリング調査は実施いたします。そのデータについては、誘致企業にお渡ししますが、建築工事で必要とされるものが各誘致企業であるのであれば、そこは誘致企業側で別途、詳細な調査を行っていただくことを考えております。

委員：建物を建てる際には必ずこういう調査を行うものですが、誘致企業の物流施設の建物の高さが最高 35 メートルありますので、建物の真下ではボーリング調査を行うと思います。他に詳細な調査というのは何かあるのでしょうか。

事業者：「詳細な」という言い方が広義的だったと思いますが、建物の建設にあたって、土地区画整理事業で調査するボーリングのデータだけで不足する場合は、より詳細に、密にやってくださいとお願いします。広義な部分で「詳細な」と言いましたけれど、要はポイントポイントで、誘致企業が欲しいデータを取っていただくと捉えていただきたいと思います。

委員：景観について、「各誘致企業の敷地においては、外周部及び主要な区画道路に面する部分に植栽帯を設けるよう努める」と記述があります。植栽帯を設ける目的は景観への影響の緩和であるので、住民意見にもありましたが、「植栽帯を設けるよう努める」ではなく、「設ける」と明言していただけないでしょうか。

事業者：検討させていただきます。

委員：準備書 P8-15-3 に主要な眺望点が 5 地点示されていますが、その次のページでは他の 5 地点を加えて主要な眺望景観が 10 地点挙げられています。眺望点として 10 地点の内 5 地点をピックアップしている理由は何かあるのでしょうか。

事業者：眺望点は、観光地などいわゆる景観目的として使われている場所を選定しています。方法書の段階で、それ以外に身近な方が利用するような景観も選んでくださいと話があり、それも含めて主要な眺望景観として 10 地点を設定しています。ですので、10 地点から 5 地点を選んだのではなく、5 地点に加えて 10 地点にしたものです。

委員：P8-15-6 にある図の主要な眺望景観の状況の中で、高速道路の北について東側からの眺望が、遠景からはないようですが、こちらからは特に必要ないのでしょうか。

事業者：No. 4 の地点が一番遠い地点になっており、ここが 3km に近いところで、遠景域であると考えています。No. 4 地点の東側にはバイパス道路があるのですが、少し高く堰

堤みたいになっています。そこを超えてしまうと、その影になってこれより遠方が見づら  
らい、3kmを超えてしまうとかなりの距離になるので、今回の建物程度ですと見えない  
ということになりますので、これ以上遠方については、現地調査をした結果眺望点とし  
て設定をする場所はなかったということになります。

委員：例えば、No.3 千種小学校付近よりも少し遠景からについてはどうでしょうか。

事業者：そちら側の確認もしてございます。ただ、そちら側は平らな場所が続いておりまし  
て、結局千種小学校よりもさらによく見える場所はなく、ただ単に遠くなっていきます。

委員：わかりました。フォトモンタージュによる予測結果で気になるところがあります。

No.1 菰野富士ですが、菰野富士からの眺望の変化について、「供用時には、視野の正面  
下側に建物が出現する。しかし、市街地の建物群の視野に占める割合は小さい」と記載  
されていますが、フォトモンタージュを見ると、どうしても小さいとは思えなくて、も  
ちろん誘致企業に対して、景観への影響の緩和に努めるようにすることは、影響が小さ  
くないからこそされるのかと思いましたが、文章の表現かと思いましたが、「小さい」  
という表現は相応しくないかと思えます。それと同じく、No.6 大羽根緑地からの眺望  
の変化についても、「高速道路の背後に誘致企業の建物の一部が見えるが、視野に占め  
る割合は小さく、前の高速道路や樹林等により隠れる」と説明されていますが、どうし  
ても隠れてはいないのかと思ひまして、こちらも先ほどと同じように、表現を再考して  
いただけないでしょうか。

事業者：評価書において、再考して記載するようにいたします。

委員：誘致した企業が地下水を利用することもあることから、その場合の水脈や川への影響  
について、排水処理施設の管理状況や川の流量、水質について把握するために事後調査  
を行うとのことですが、前もって、地下水利用をある程度シミュレーションしてもらう  
ことはできないでしょうか。

事業者：地下水の水位のシミュレーションということでしょうか。

委員：そうです。地下水は川を涵養するというので、地下水を取水して川に流すのだから  
同じだろうという簡単な問題ではないと思います。どの程度の水を利用する計画なの  
か、それによって水位はどうなるのか、どれぐらいの影響があるのかということをし  
ミュレーションして載せるべきではないかと思ひます。

事業者：物流や食品工場を誘致企業として想定してしまひて、物流についてはそれほどの量  
は使用しないと思うのですが、食品工場については地下水量に影響を与える可能性が  
ありますので、土地区画事業で調査した地下水のデータを誘致企業に提供することと、  
実際には誘致企業でシミュレーションも行ってもらふことになると思ひますが、影響  
を与えることを前提に対策をとるよう要望することは可能だと思ひますので、それら  
を評価書において再検討していきたいと思ひます。

委員：文言として、そういったことを入れていただいた方がいいと思ひます。

事業者：わかりました。

委員：コクランについて、移植先の場所はあまりにも面積が狭いような感じがして、明らかに自生している場所と環境が違うなという印象を受けました。評価については、実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているものと評価するとありますが、移植先で定着しないとやはり評価はできないと思います。

その前に、移植予定地にコクランが確認されたという話があったのですが、それは自生しているものですか。

事業者：自生しているものです。去年の調査では見つかりませんでした。この小委員会の前に下見をした際に見つけたもので、自生しているものです。

委員：そうしたら、移植はうまくいくかもしれないですが、定着しないと影響を回避、低減されていると評価しづらいと思いますので、定着するように努力をして、代償的な措置を講じてください。

もう1つ、事業予定地周辺にある株を何とか維持していくとか、保全していくとか、そういうことを行政等から働きかけるといったことも、保全措置ではないかと思います。ですので、1つは移植することを考えますと。もう1つは、周辺にあるものが維持されるように行政等と協力して働きかけるといった道筋も欲しいと思います。

事業者：今回の事業では菰野町にも協力していただいておりますが、事業としては民間の事業になりますので、今の時点で事業計画地外にある株を保障するということを確実に約束できないということになります。今後、菰野町とも相談させていただいて、評価書の中でそういったことを書ければ、書かせていただければと思います。

委員：よろしくをお願いします。

委員：今回の住民や幹事等のいろいろな意見に対して、「誘致企業については協定の中に今回のアセスの環境保全措置を明記して、周知徹底することで環境保全措置の実効性は担保される」と述べられていますが、協定というのはどれくらいの実行力があるのか、もし保全措置が取られなかった場合には罰則があるような厳しい協定なのでしょうか。

事業者：菰野町において協定を結んでいる企業は他にもあり、それらを見習って今回の事業における誘致企業も菰野町と協定を結んでいただくこととなりますが、罰則については特に設けていない状況です。

委員：そうすると、もし最善の努力をしたけれども、この環境基準がどこかで守られていない場合にはどうなるのでしょうか。予測は性善説で大丈夫ですと書いてありますけれども、そうなる場合にはどうなるのでしょうか。

事業者：罰則等に関しては、菰野町の環境課に確認のうえ、どのように対応するのか改めてご回答させていただきたいと思います。

委員：わかりました。そこが少し心配でした。

それから、害獣の行動ということでシカ、イノシシ、サルについて予測をしていますが、

予測した後、問題が起こりそうだったときの措置は事業者なのか、誘致企業なのか誰がやるのでしょうか。

事業者：実は準備書を作る際に、県地球温暖化対策課と相談させていただいたのですが、場合によっては駆除という方法も検討していますが、アセスの目的から駆除ということに記載していいのかというところもありまして、今回記載は省略させていただいております。

委員：わかりました。土壤汚染の部分で、地歴を調べるという話がありましたが、地歴は今のところはわからないのですか。

事業者：現時点で調査を行っています。潤田地区につきましては、今もまだ事業をやっているらしいです医療関係の土地や、工場のような土地がありまして、医療関係の土地に関しましては、この土地区画整理事業後も存続して事業を継続することになりますので、土壤汚染に関して心配はないとのことでした。一方で、音羽地区につきましては、産業廃棄物中間処分場等がございまして、地歴調査では汚染の可能性があるということになっています。ただ、つい最近までその場所で高速道路の工事のためのプラント等を置いたりしていましたので、地歴調査以上の調査はまだできてない状況ですので、それを今後行っていくことを予定しております。

委員：もし汚染がありそうな場合の対策というのは、汚染土壌を一時保管するとか、土対法に基づいてとも書いてありますが、どこが主体となって取り組むのですか。

事業者：今回の事業で確認された場合は、土地区画整理事業で適切な処理を行っていきます。

委員：緑化に関する事後調査計画ですが、1年後までの計画となっていますが、それで十分なのでしょうか。本当に活着したか、植生として大丈夫かをもう少し長い期間見ないといけないと思うのですが、いかがでしょうか。

事業者：土地区画整理事業者と誘致企業の事業者とあると思うのですが、土地区画整理事業者としては、1年間はやるという予定で、そのあと工場立地法等に伴って、誘致企業が緑化をしたものについては、誘致企業でやっていただくということになります。その部分については確かに少しあいまいなところがありますので、協定に盛り込んでいただくようにするか、もっと長い期間おねがいするかというところを今後検討していきたいと思います。

委員：鳥井戸川が三滝川に合流する部分、地形的には江野の扇状地の一番端の自然堤防帯の部分だと思いますけれども、その部分に工場の敷地が造成された場合に、鳥井戸川の左岸側は非常にきっちりしたかたちで整備されていくと思います。鳥井戸川自体は非常に急流な川で、事業計画地あたりは平坦ですが上流側の扇状地は割と傾斜があるので、水が大量に出たときに左岸をきっちりとした護岸にすると反対側の右岸の家が建っている側に、水が出ていくのではないかと思います。現在事業予定地あたりはあのような形で遊水地的な場所になっているので、ゲリラ的な雨が降った場合には、水がそちら側

で一時的に貯留されるからその分は良かったと思います。

事業者：鳥井戸川の護岸については現状のままになります。今回の事業計画区域外となりますので、本事業では護岸の整備は行いません。ですので、左岸は現状のまま維持していくことになります。

委員：これは菰野町の問題だと思うんですが、現在国道 306 号は交通量がパンク状態になっています。国道 477 号バイパスの関係で、北へ車を流すように作っていますが、一度には建たないまでも潤田地区に 570 戸の住宅が建った際に、交通量がどのようになると考えているのか、工事中の交通量調査もされているそうですが、工事中も含めて聞かせてもらえる範囲で聞かせてもらいたいと思います。

事業者：工事中の交通量について説明しますと、アセスの現況調査をした 1 年前の時点ではまだ新名神高速道路の工事をしておりました。その交通量が多くて、交通量調査では一番西の端の鳥居道橋からさらに西の地点を No. 1 地点、ちょうど役場の前ぐらいを No. 7 地点としているのですが、ここの間の交通量を比較しますと、No. 1 の大型車の 24 時間交通量は 51 台しか走っていないです。かたや No. 7 になりますと、521 台走っておりますが、高速道路ができていない段階であり、No. 1 と No. 7 の間には抜ける場所はないので、この差は何かといいますと、音羽地区で実際に高速道路の工事をするために入った台数となります。今はこの交通量はなくなっていると思っております。土地区画整理事業の工事が始まると、だいたい同じくらいの台数が発生するという予測をしておりますので、新名神高速道路の工事時期と同等の交通量になると思います。そのあと、供用時につきましては、土地区画整理事業で使用していた工事車両がなくなり、誘致企業ができたときの交通量が増えるということで、それも大体同程度の台数ですので、去年までの新名神高速道路の工事の時の台数くらいが本事業での工事中と供用時の台数になると考えております。ただ、先ほど現況の調査時点で騒音の環境基準を満足してないという話をさせていただきましたが、国道の部分につきましては若干そういったところもありますので、工事中それから供用時につきましては、極力その部分は使わず、バイパス、高速道路を利用するように指示したいと思います。しかし、住宅からの発生集中交通量につきましては、住民の方にこっちを通るなということではできませんので、その部分は致し方ないと言うと語弊がありますが、対策としては難しいのではないかと考えております。

国道 306 号は国道ですので町管理のものでもございません。菰野町からもお答えできないのかと思います。現状の飽和状態を何とか改善してくれと地元からも拳がっていると思いますが、町管理でないものに菰野町からは何も申しあげられないと思いますし、事業者側としても、今通っている車の台数を減らすということではできないことなので、この場では国道 306 号のことについて回答するのは難しいです。

委員：潤田地区は図面上盛土が多いようだが、大体どのくらいの高さになるのか具体的な数字を教えてくださいたいと思います。

事業者：樹林地が相当量ありますので、それらを伐根しますと大体 60cm くらい土がなくなるかと思えます。具体的にどれくらいかと言われますと、現時点で詳細な造成の計画をしていないので、はっきりしたことは申し上げられないのですが、できれば盛土は 1m くらいで抑えて、国道 477 号バイパスが通っていますがそちら側と高低差があるものですから、その高さに合わせる程度、今 1m~2m くらいの高低差がありますので、その高さを合わせながらという造成を考えています。今北東側は切土の状態になっていますけれども、埋蔵文化財包蔵地を守るかたちで、包蔵地の方に公園を集約することやその部分を盛土にするといった検討を今後していこうと考えています。

勝又委員：水質に関して、予測では BOD を環境保全目標値以下に抑えられるということですが、それはそれでよろしいのですが、予測に用いている誘致企業からの排水濃度を 25mg/L と設定していますが、どのような根拠なのかお伺いしたいと思います。

事業者：排水基準の最大値を使用しています。

委員：つまり、それ以上流してはいけない値として、最大を見積もっているわけですか。

事業者：そうです。

委員：先ほど予測において BOD を用いていますが、その選定理由として、誘致する業種が食品工場及び物流施設で、排水を合併浄化槽で処理をするということから有機汚濁の指標となる BOD を用いて予測をしていらっしゃると思います。その後に富栄養化の現象も考えられることも理由として挙がってしまっていて、もちろん食品工場ですからその懸念はあるわけですが、BOD 以外の例えば富栄養化の原因となる全窒素や全リンについては予測はなされているのでしょうか。

事業者：現時点では行っていません。誘致企業が確定していないため、代表的な項目として BOD で予測を行っているというものです。確かに全窒素や全リンの予測も必要になってくると思うのですが、現時点では誘致企業が確定できないので、準備書の段階では代表的に BOD のみで予測しております。

委員：懸念があるけれども、現時点で予測はなされていないということで、評価書に記載する可能性はございますか。

事業者：本日いただいたご意見等を踏まえまして、評価書での追記、再検討をさせていただければと思います。

委員：重機の稼働に伴う影響について、潤田地区において建設機械の配置を仮定していますが西側の第 4 工区には重機が配置されていません。何か理由があるのですか。

事業者：潤田地区については工区を 3 つに分けて工事をする予定で、全体で最も重機の台数が多くなるのが、東側と北側の 2 工区を工事している時になりますので、その時は逆に西側の工区は工事をしていないこととなります。

委員：わかりました。説明資料において大気質の値がバックグラウンドを含めた値になって

います。重機の稼働による影響を論じる場合は、バックグラウンドを除いて重機の影響だけを見積もった値を使用する方が、適当ではないでしょうか。

重機の稼働に伴う浮遊粒子状物質の影響予測を見ると、最大値では音羽地区の方が潤田地区よりも高いのですが、降下ばいじんでは4期調査の一番高い値をピックアップしていると思うのですが、全体から言っても音羽よりも潤田地区の方が高いです。これが逆転する理由について教えていただけますか。

事業者：工事車両の張り付き具合や台数の影響です。音羽地区はすでに大分人の手が加わっている場所になっていますが、潤田地区はこれから樹木の伐採等も含めて工事を行うことになることから、重機の台数や配置の関係で潤田地区の方が多という結果になっています。

委員（事務局代読）：現況の交通量等の調査におきまして、潤田地区東側の国道306号線において、調査地点No.3～6の間におきまして、交通量が多くすでに等価騒音レベルが環境基準に近い状況となっております。またNo.7におきましては、現状で環境基準を超えており準備書P8-2-6表8-2-1-5に示されていますが、環境基準が越えていることから、住居用途として今後潤田地区が供用を開始した後についてはさらに交通量の増加が見込まれ、基準を大幅に超えることも想定されると考えます。この東側区域での新たな居住者に係る交通量並びに騒音の予測について、事業者としてどうお考えになっているかご回答ください。

事業者：潤田地区の将来の交通について、住居からの発生集中交通量を見込んで予測をいたしておりますので、予測結果をさらに超過することはないと考えます。

幹事（社会教育・文化財保護課）：遺跡に対する保護の在り方として、切土によって遺跡がなくなるという計画を変更するという説明がありましたが、どういう変更を考えておられるかお聞かせいただけないでしょうか。

事業者：先週の金曜日6月28日に県担当課の班長、担当の方と菰野町を含めて話をさせていただいて、公園をできるだけ埋蔵文化財包蔵地側に集約するという土地利用の検討を行っております。約1haくらい集約できるということで、できるだけ埋蔵文化財の位置に集約して、守りたいとお話しさせていただいております。

幹事（社会教育・文化財保護課）：基本的に公園と盛土で、遺跡が破壊されることを少なくしていただくよう、努力いただいているということですか。

事業者：そうですね。土地区画整理事業ですので、地権者の方にもお話しした上で決めなければならないので、準備書の時点で土地利用の変更をするということは非常に難しいですが、事業を進めていく中では、埋蔵文化財の位置に公園を集約する方向で、土地利用の変更を今後進めていくよう考えています。

幹事（社会教育・文化財保護課）：準備書では反映ができないということですが、評価書で

は反映いただけるのでしょうか。

事業者：来年の3月までの事業の認可を目標としておりまして、タイムスケジュール的に間に合うかどうかというところもございますので、この件に関しましては別途協議させていただければと思います。

幹事（社会教育・文化財保護課）：評価書はいつ出すのですか。

事業者：12月頃を予定しています。

幹事（社会教育・文化財保護課）：12月には反映できない可能性があるのですか。

事業者：土地区画整理事業の用途地域等をアセス書に掲載すると、公表したものとなってしまう、土地区画整理事業での公表の前に出すことはできないと思いますので、図面等を出すことは難しいと思いますが、検討の方向性は示せると思います。

幹事（社会教育・文化財保護課）：評価書には反映が難しいということですが、説明の中で評価書に反映するとおっしゃっていたと思うのですが。

事業者：説明の仕方が申し訳ありませんでしたが、図面等を出すという意味ではなく、今後協議をして、まず1つ埋蔵文化財包蔵地範囲の表現を訂正することと、もう1つは、公園を集約するよう用途変更してそこは盛土の方向での検討をしていくことを示すということであって、図面として出来上がったものを必ずしも示せるということではないです。

幹事（社会教育・文化財保護課）：そうしますと、評価書には完全な形で反映できないということですが、担当課としてはこの話について担保がほしいので、工法の変更をしっかりと示していただきたいです。

事業者：環境影響評価条例の手続きの中で、評価書が終わって着工届を出しますが、それまでの間に計画変更になった場合は、変更届等を出す形になります。その時点で、埋蔵文化財の部分が変わればそれを変更届として出す形になると思います。

幹事（社会教育・文化財保護課）：前回の方法書で協議してくださいという意見を述べさせてもらったのですが、準備書までに全くなく、いきなり計画が出てきて困惑したということがありまして、今後の計画については別途協議という形になると思うのですが、もっと詳細に計画を練る際に私共もこういう方法でとか、盛土のこととか、いろいろと一緒に考えられることもあると思いますので、工法の変更について遺跡の破壊がより少なくなる形で話を進めたいというところがありましてこのような質問になりました。

事業者：先週その件について菰野町で協議させていただいて、こういう案を考えていますとご説明させていただいて、遺構範囲についてもその時にお話しさせていただいて、試掘調査も認可後すぐ入ってそこで濃淡をつけましょうという話もさせていただきました。

幹事（社会教育・文化財保護課）：そうなのですが、埋蔵文化財に関しては、協議というのは半年に1回ではなくて本当はもっと短いスパンでやるものなので、スパンを短くしたうえでの協議をお願いいたしたいです。



幹事（治山林道課）：林地開発の担当をしています。土地区画整理事業に関しては林地開発の許可は対象外ということで、なぜ対象外かと言うと、いろいろな規制によって公益性の高い事業が確保されるという理由で対象外ということになってはいるのですが、現実林地開発に関わる土地区画整理事業をみていると、私にはとてもそうは思えないというところがありまして、1つ気にかかっていることが、委員からも質問が出ている緑地の関係で、協定で担保するという話が出ているのですが、今回の場合、誘致企業の想定が物流系と食品系となっていますが、物流系については工場立地法が適用されるのでしょうか。

事業者：営業用倉庫と自家用倉庫というものがあって、その区分によっても変わると思うのですが、今回の事業予定地の中に地域計画対象民有林がありまして、その内の20%は残してくださいというお話もいただいています、また住民意見の中にもありましたグリーンベルトの創出もしていかなければならないということもありますので、誘致企業がもし工場立地法の対象とならなくても緑地が担保できるよう、どのように進めていくか今後菰野町と決めていきたいと思えます。土地区画整理事業というのは半民半官公共事業という性質もあり、半永久的にある事業、組合でもございませんで、菰野町と協議してこの先ずっと続けていけるように内容をつめて、協定等に盛り込んでいくことで進めていきたいと思えます。

工場立地法に関しては私も勉強不足な部分がありますので、今後確認させていただいて、物流倉庫だと対象とならないものもございませんですが、やはり緑というのは必要になりますので、一部だけ樹林地を残す場所を確保しているのですが、その他は大体工業用地になっていますので、敷地の中で緑を創出してもらうことは今後必要になるかと思えますので、菰野町と進めていきたいと考えています。

幹事（治山林道課）：誘致企業で樹林帯を設けるということになると、例えば失われたいろいろな野生生物などについて、生息環境となるよう緑地帯を創出するということは協定として可能なのでしょうか。

事業者：「緑地は協定で担保して作ってもらえるだろうが、本当に生物の生息環境、生育環境として成り立つ質のものを作ってもらえるのか」という類似の意見も、幹事会でもいただいております。単に生垣みたいなものではなく地元の樹種等も使って作っていただくことを協定に盛り込んでいくことを、準備書に書かれていることよりももう少し詳しく書くことが土地区画整理事業者として最大限できるところかと考えています。

幹事（治山林道課）：住民も、その部分を多分危惧しているのではないかという想像もできますので、その部分は丁寧に説明していただかないといけないと思えます。ただ手続き上は、あまり口は出せませんで、事業者の責任でしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

潤田地区の土の切盛の図ですが、切土、盛土でもない部分は、どのような状況になっているのですか。

事業者：これは既存住宅として、現存するものです。家屋等がありますので、居住している方には基本的にそのまま残っていただく形になりますので、切り盛りできない場所として白抜きにしております。

幹事（治山林道課）：そうしますと、結構切り盛りの色を塗られているのですが、大きな切り盛りはないということですか。

事業者：全体的に見ていただければ、音羽地区で大分切土が出るであろうことを想定しています。その土を潤田地区の盛土部分に持っていかうと思っておりますので、今後造成計画をしてみて考えることとなりますが、現地の状況から推測するとこのあたりが切土、盛土と推測しております。

幹事（治山林道課）：わざわざ改変して新たに緑地を作るということではなく、緑地として残置できるのではないかという気がしたので、考慮していただけないでしょうか。

事業者：考慮できる部分については考慮していこうと考えておりますが、土地区画整理事業という性質上、用地を生んでお金を作り出すものですから、できるだけ住宅、要は売る部分を増やしているという図にしておりますので、その中で今後またこの図で最終的にいくのかというと、公園の位置をずらす等微調整は入ってきますので、その際に残せそうな部分は残していくことも考えていきたいと思えます。

幹事（治山林道課）：ただ残せというわけではなく、例えば希少な動植物がいたり、もちろん文化財も当然のところですが、そういったものと緑地の関係についても加味して検討していただきたいと思えます。